

令和3年度省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金 Q&A

〔補助対象事業者に関すること〕

Q1 補助対象事業者は会社法人のみか？

A1 「中小企業経営強化法」第2条第2項に規定する中小企業者等を補助対象事業者としており、会社のみではなく、個人、組合等も補助対象事業者としています。

【参考】「中小企業者等」（中小企業経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等ほか）

区 分	資本金の額等	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、 医業、その他法人格を有する民間事業者	10億円以下	2,000人以下

※ただし、以下の中小企業者等（みなし大企業）は対象から除きます。

- (1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼務する者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

Q2 本社が滋賀県外にある場合でも補助対象者となれるのか？

A2 設備整備する事業所等が滋賀県内であれば対象となります。

Q3 県税の滞納等がないこととは具体的にどういうことか？

A3 県税を原資とする補助事業であることから県税が納付されていることを要件としています。各県税事務所において交付する納税証明書（県税に未納がないことの証明）を添付していただくこととしています。

Q4 事業者行動計画とは何か？

A4 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例（平成23年滋賀県条例第12号）において定められたもので、事業所でのエネルギー使用量等によって計画の提出義務が生じますが、それ以外の事業者の方も任意での提出が可能です。

この事業者行動計画を提出すると、毎年度、計画期間に係る報告書の提出が必要になり、提出された計画や報告書の内容は県によりHP等で公表されることとなります。

「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」や「事業者行動計画」に関する詳細は、以下の滋賀県CO₂ネットゼロ推進課のホームページをご確認ください。

URL：<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/13583.html>

なお、本事業では、任意提出（条例第22条）を行う事業者を対象としており、補助対象事業を実施しようとする事業所について、補助対象事業の内容を盛り込んだ事業者行動計画を提出していただく必要があります。

条例第20条に該当し、事業者行動計画の提出義務のある事業者の方は補助対象外となりますので、ご注意ください。

Q5 「省エネ診断」とは？

A5 省エネ診断とは、「補助事業者が整備を行おうとする**事業所全体の設備等の稼働状況およびエネルギー使用量**について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修について二酸化炭素の排出削減量の推計を含む提案が行われているもの」を言います。

産業支援プラザでは、中小企業の省エネ診断支援事業を実施しています。（定数になり次第終了）

詳細は、以下のホームページをご覧ください。

URL：<https://www.shigaplaza.or.jp/sonota-hanro-210604-1217/>

Q6 省エネ診断を行う「エネルギー管理士等」とは？

A6 省エネ診断は、過去に省エネ診断の実績のある法人等に所属するエネルギー管理士等の有資格者によるものとします。

エネルギー管理士等とは、エネルギー管理士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）、建築設備士の資格を有する者をいいます。

〔補助対象事業に関すること（共通）〕

Q7 「交付決定後に事業に着手すること」とあるが、何をもって事業の着手とするのか？

A7 設備の導入工事を行う業者等への発注をもって着手とします。

Q8 中古品への交換を補助の対象としていないのはなぜか？

A8 中古品の場合、これまでの使用履歴等から省エネ効果の性能値を客観的に検証することが困難であること、また中古品は合い見積もり等により適正価格を把握することが困難であると考えられることから、補助対象としていません。

Q8 交付要領第4で補助要件として示されている「発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りでない。」とは？

A8 対象設備に関する発注は、県内に本社または支店を有する事業者の県内に所在する事業所（以下「県内事業所」といいます。）に行うことが必要です。併せて、施工工事も県内事業所が行う必要があります。例えば、県内事業所に発注しても、その県内事業所が施工工事を県外の事業者へ委託した場合は補助対象外になります。地域経済の活性化を本補助金の目的の一つとしていることから、こうした要件を設けています。

なお、実績報告時には、契約書や領収書、工事完了証明書により、発注先および施工が県内事業所であることを確認いたします。

ただし、導入予定の設備について県内での取り扱い例が極端に少なく、県内に発注または施工できる事業者がない場合には、この限りではありません。事前にご相談ください。

Q9 資金調達が「リース契約」、「割賦販売契約」または「ESCO」の場合は対象となるか？

A9 本補助金においては対象としていません。

Q10 補助事業者自身から調達等を行う場合は、どのように経費を算定するか？

A10 補助事業者が、補助事業者自身または財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社もしくは子会社、同条第5項に規定する関連会社、もしくは同条第8項に規定する関係会社から調達（工事を含みます。）を受けて補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由する場合、およびいわゆる下請会社の場合を含みます。）は、下表に定める方法により、利益等排除を行うものとします。

区分	利益等排除の方法
(1) 補助事業者自身から調達を受ける場合	原価をもって補助対象経費とします。この場合において、原価とは当該調達品の「製造原価」とします。
(2) 補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業から調達を受ける場合	取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は零とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとします。
(3) 補助事業者の関係会社（(2)に掲げる者を除く。）から調達を受ける場合	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費の合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は零とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとします。

Q11 自宅兼事業所の場合は補助対象となるか？

A11 店舗や工場など事業に供する部分についてのみ補助対象となります。

Q12 自宅兼事業所の場合、補助対象経費および補助金額はどのように計算するか？

A12 分電盤が自宅用と事業所用と分かれている等、導入する設備が100%事業に供されることが明らかな場合は、全額が補助対象となります。

また、分電盤が分かれていない場合等、自宅用と事業所用で明確に区別できない場合は、事業所用に使っている床面積を全体の床面積で按分するなど、合理的な方法により計算します。事前にご相談ください。

なお、事業所用の補助対象経費（計算後の経費）が60万円を下回る事業については、補助対象となりません。

Q13 既設設備の撤去費および処分費は補助の対象となるか？

A13 既存設備の撤去費用については、補助目的を達成するために必要不可欠な場合に限り補助の対象とします。例えば、更新対象でない照明設備の撤去費は補助対象となりません。

既存設備の処分費用（マニフェスト・証明書作成料等を含む）は補助の対象となりません。

なお、既存設備の処分にあたっては、廃棄物処理法、フロン排出抑制法等関係法令に基づき、適切に処理してください。

〔補助対象事業に関すること（省エネルギー設備）〕

Q14 補助対象となる「設備の整備」とはどういったものか？

A14 これまでの照明設備や空調設備の更新に加え、より大きな省エネ効果をもたらす設備の導入や資産計上を前提に省エネ診断で提案され省エネ効果の根拠を示すことができる設備改修も対象とします。（可動式設備は補助対象外とします。）

例：高効率照明設備への更新、空調制御システムの導入、換気ファンへのインバータ設置、太陽光照明設備の導入、ボイラー配管等への保温対策、窓の遮熱・断熱対策 等

Q15 補助対象外となる「生産設備」とはどういったものか？

A15 生産設備とは、その設備を動力源にして新たに財やサービス、付加価値を産み出す設備で、その生産工程に含まれるベルトコンベヤ等を含む一連の設備をいいます。

なお、生産設備に電気、熱、水、空気等を供給するユーティリティ設備は補助対象としません。

※補助対象の具体的な取扱いについては、個別にご相談ください。

Q16 LED照明に交換する場合、LED電球に交換するだけでよいか？

A16 電球や蛍光管等の光源は消耗品であり、光源のみの交換は補助対象となりません。

工事の一部に電球の交換が含まれている場合は、材料費の他作業に係る経費も差し引く必要があります。

Q17 LED照明に交換する場合、旧の照明器具を使用したバイパス工事（電源直結工事）は対象となるか。

A17 旧器具の老朽化に伴う落下危険性や資産計上が困難なケースもあり、補助対象となりません。照明の交換の場合、照明器具とランプを同時に交換する必要があります。

Q18 事業所全体で5%以上のエネルギー使用量の削減が可能であれば、更新対象の設備の中に更新前の設備と比較してエネルギー使用量が増加するものが含まれても良いか？

A18 省エネ効果が見込めない設備の更新は補助対象となりません。

Q19 導入する設備の能力・出力が、更新前の設備の能力・出力を超えてもよいか？

A19 原則は同等の能力を有する設備への更新を対象とします。ただし、労働安全衛生上の問題などやむを得ない理由がある場合に限り省エネの効果が見込まれる場合は補助の対象とします。

Q20 不要な照明器具の撤去によるエネルギー使用削減分も事業効果としてよいか？

A20 不要な照明器具の撤去は補助対象事業ではありませんので、事業効果に含めないでください。撤去費用も補助対象経費に含めることはできません。

Q21 施設の新設の場合、この補助を活用することはできるか？

A21 施設の新設、建替、移転は対象外です。本補助事業は既存施設における設備導入を対象としています。

Q22 事務所建物内の照明設備のみを更新する場合であっても、工場を併設している場合は工場も含めたエネルギー使用量が事業所全体のエネルギー使用量となるのか？

A22 工場が含まれている場合は工場を含めたエネルギー使用量となります。

なお、複数の事業所で事業を行う場合は、省エネ診断および事業者行動計画書は事業所単位となりますが、交付要領第3条に規定する補助要件にあるエネルギー使用量は対象事業所全体を合算したものです。

Q23 デマンド監視計などのいわゆる「見える化」システムは補助対象となるか？

A23 単なる「見える化」だけでは補助の対象となりません。一連のシステムに機器の自動制御機能が組み込まれるなど確実な省エネ効果が見込まれる場合のみ対象となります。

なお、システムの一部にデマンド監視機能が組み込まれている場合、これに係る機器（機能）は補助対象から除外します。

Q24 複数の事業所に設備を導入する場合は、まとめて補助対象となるか？

A24 複数の事業所に設備を導入される場合も対象となります。この場合、複数の事業所を一事業所として取扱い、交付要領第3条に規定する補助要件にあるエネルギー使用量は複数の事業所を合算したものとなります。

なお、補助申請をされる際に必要となる省エネ診断結果や事業者行動計画は事業所単位で作成する必要がありますので、ご注意ください。

【補助対象事業に関すること（再生可能エネルギー等設備）】

Q25 交付要領別表3でバイオマス発電・熱利用の要件として示されている「バイオマス依存率」とは何か？

A25 バイオマス依存率とは、バイオマスボイラー等に投入する全体熱量に対するバイオマス熱量の割合となります。以下の計算式により算出します。

バイオマス依存率（％）＝（A×B）／（A・B＋C・D）×100

A：バイオマス利用量（Nm³/h または kg/h）

B：バイオマス低位発熱量（MJ/Nm³ または MJ/kg）

C：バイオマス以外の混焼燃料利用量（Nm³/h または kg/h）

D：バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量（MJ/Nm³ または MJ/kg）

Q26 様式第1号別紙1（再エネ等設備・発電設備）の添付資料「その他説明書類（風力、水力、バイオマスの場合）」の記載内容は？

A26 下記の事項を参考に記載してください。導入する設備の規模等に応じた内容で支障ありませんが、詳細については事前にご相談ください。

【風力発電の場合】

設置場所の対象面積と経緯度（度、分、秒）、風況観測地点、年平均風速(m/s)、計測高さ、月平均風速（月平均の風速表）、風力エネルギー密度（W/m²）（年間、風向別）、風向出現率（風配図）、風況曲線

【水力発電の場合】

水系および使用河川名（水系名、取水河川名、放水河川名）、流況曲線、流量観測期間、豊水量（m³/s）、平水量（m³/s）、低水量（m³/s）、濁水量（m³/s）、最小水量（m³/s）、ダムおよび水力発電所施設名（ダム名、水力発電所名）、ダム・取水口位置、使用水量（最大、常時、常尖）、総落差（取水位、放水位、総落差）、有効落差（最大、常時、常尖）、出力（最大、常時、常尖）、

取水設備（取水口の型式）、導水路（形式、巨長、内径）、放水路（形式、巨長、内径）、水圧管路（条数、長さ、内径）、水車（種類、容量、台数）、発電機（種類、容量、台数）、変圧器（容量、台数）、発電システムの特徴（設計根拠等も含めて記載）

【バイオマス発電の場合】

発電効率、バイオマスの種類・使用量、補助燃料等の種類・使用量、バイオマス発熱量・補助燃料等発熱量（単位重量ベース、低位発熱量）、設備の年間稼働時間、予定機器リスト

Q27 太陽光発電および蓄電池（車載用を含む。）を導入する場合の補助金額は、どのように計算するか？

A27 例えば、太陽光発電の出力が 10.29kW の設備を導入する場合、補助金額は $10.29\text{kW} \times 7\text{万円/kW} = 720,000\text{円}$ （千円未満切り捨て、上限 100 万円）となります（福祉施設等の場合、 $10.29\text{kW} \times 10\text{万円/kW} = 1,029,000\text{円}$ （千円未満切り捨て、上限 150 万円））。
なお、蓄電池の蓄電容量は補助金額の計算に影響しません。

Q28 太陽光発電および蓄電池を設置する場合の発電出力は？

A28 太陽電池モジュールの公称最大出力合計とパワーコンディショナーの定格出力合計のいずれか低い方の値（小数第 2 位まで）となります。

Q29 太陽光発電設備（蓄電池を含む）を 2 年度に分けて導入したときに、それぞれに対して当該補助金申請した場合どうなりますか？（例）初年度 15kw の蓄電池、次年度 15kw の蓄電池

A29 同一系統において電力供給される場合、2 年度に分けて申請されても補助金交付は初年度のみです。

Q30 次世代自動車+V2Hを導入する場合の補助対象経費は？

A30 次世代自動車については、車両本体価格を補助対象経費とします。オプションや諸費用は補助対象外です。

また、V2Hについては、設備本体価格および工事費が補助対象経費となります。

Q31 「指定避難所」は、具体的にどのような施設を指すか？

A31 災害時において地域の避難所となり得る民間の福祉施設や医療施設等で、県内に所在し、かつ耐震性を有する以下の施設とします。

- ・ 市町から福祉避難所に指定（予定を含む。）されている施設
- 補助金の実績報告時まで、指定されていることが必要です。

〔その他〕

Q32 交付決定後に事業計画書の内容に変更が生じた場合はどうすればよいか？

A32 交付要領第8条の規定にあるように、次に掲げる変更のいずれかに該当する場合は、事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出し、事前にプラザの承認を受ける必要があります。

- (1) 補助対象経費の総額の20%以上の変更
- (2) 事業の実施場所の変更
- (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- (4) その他計画内容の大幅な変更

これらに該当しない軽微な変更については承認不要ですが、**補助対象事業に該当しなくなる変更を行い、補助金が減額されるケースもあり得ますので、できる限り事前にお問い合わせください。**

Q33 交付要領第16条の規定で報告する事業効果を把握する期間は事業者行動計画の報告と同じ4月から翌年3月までの期間か？

A33 事業完了後の効果が把握できるのであれば、事業完了の翌月から報告期限（翌々年度の6月30日）までの間の1年間であればどの期間でも構いません。

Q34 交付要領第16条の報告様式では、補助対象事業の効果のみを把握することにならないのではないか？

A34 実際には運用による節電努力など複合的な要因に基づく結果ですが、事業所全体での省エネに対する取組によりその効果が発揮されたものとして評価します。交付申請時には補助対象事業のみで補助の要件を満たすことが条件ですので、適切な根拠資料に基づき省エネ効果の説明が必要となります。

一方で、一部工場の閉鎖など省エネ取組に因らない大規模なエネルギー使用の削減は、事業効果とは認められませんので、根拠資料の提出を求める場合があります。

Q35 補助事業の設備導入後（または同時）に大規模な生産設備の増強を検討しているが、事業効果はどのように把握すればよいのか？

A35 補助事業導入設備分のエネルギー使用量または生産設備の増強分のエネルギー使用量が把握できるように計測機器を設置するなど、生産設備の増強前と比較できることが必要となります。

Q36 事業効果が事業計画の効果に満たない場合はどうなるのか？

A36 交付要領第16条の報告において、補助の要件を満たしていない場合は、交付決定の取り消しにより支払済補助金の返還となる場合があります。その他、事業計画の効果に満たない場合は一部返還となる場合もありますので、ご注意ください。

工事完了後からエネルギーの使用状況を管理し、事業計画どおり効果を発揮しているかの把握に努めてください。

Q37 事業費の支払いは手形でも可能か？

A37 手形での支払いも可能ですが、手形が決済された時点で支払い完了となりますので、令和4年2月28日までに決済されることが必要となります。また、実績報告時には決済されていることが確認できる書類も提出していただきます。

なお、手形の裏書譲渡による支払いは認めません。

Q38 インターネット取引による支払いは可能か？

A38 インターネット取引による支払いも可能ですが、振込日以降の日付で発行された振込日、振込先（名義、口座情報）、振込金額および振込手数料が相手方負担となっていないことが確認できる書類が必要です。